

令和2年4月20日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人  
(子育て支援部こども育成課担当)

#### 4月20日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月16日に特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、北海道知事が、令和2年4月17日から5月6日まで『「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置』を発表しました。それを受け、5月6日までの本市の保育施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について、次のとおりとさせていただきます。

市内保育施設等における集団感染発生の防止と感染拡大抑制のため、各ご家庭の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本市の感染症の発生状況や国、北海道からの通知により、対応については変更となる場合があること、急なお知らせとなることをご了承ください。

#### 1 登園回避または預かり時間短縮にご協力ください

- (1) 感染拡大防止と市内小中学校の臨時休校に伴う一時的な保育士不足への対応のため、仕事を休んで家にいることが可能な方など、家庭での保育が可能な保護者の方に対し、登園回避または預かり時間の短縮を要請いたします。
- (2) 家庭での保育が困難なため登園する場合であっても、登園前には必ず利用児童及び保護者の方の健康状態を確認し、発熱や咳などの風邪の症状が認められる場合には、登園を控えるよう要請いたします。

#### 2 登園回避または預かり時間短縮の可否の確認について

登園回避または預かり時間の短縮の可否について、利用されている施設にご相談ください。保護者の方全員が登園回避をした場合は、臨時休園といたします。

#### 3 登園回避等の要請期間

登園回避等を要請する期間は、令和2年4月21日(火)から緊急事態宣言終了日までとします。なお、緊急事態措置を実施すべき期間が変更された場合は、変更された期日までとなります。

#### 4 保育の提供の実施

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方など、登園回避や預かり時間の短縮が困難な保護者の方への保育の提供は、通常どおり実施いたします。

## 5 行事等について

各種行事の開催については、中止または延期を検討すること、また、実施する場合は、規模の縮小、時間の短縮、参加者の限定など感染症予防に十分配慮し、中止や延期、実施のいずれの場合においても、保護者の方への十分な説明を行うよう施設に通知しております。

## 6 施設内に感染者等が発生した場合の対応

- (1) 利用児童や施設の職員に感染者が発生した場合は、子どもの安全確保並びに公衆衛生対策の観点から臨時休園とします。休園の期間については感染の状況等を踏まえ、その都度施設と市とで協議の上判断し、施設からお知らせいたします。
- (2) 利用児童または保護者（他の同居家族含む）の方が濃厚接触者となった場合は、保健所の健康観察期間が終了するまでは登園を自粛するよう要請いたします。
- (3) 前記（1）や（2）の状況が発生した場合は、当該感染者または濃厚接触者の方の了承を得た上で、感染者または濃厚接触者が施設内に発生したことを、名前をふせるなど個人が特定されることのないよう、当該者のプライバシーに十分配慮した上で、施設から他の保護者の方に情報提供をさせていただきます。

## 7 保育料の取扱いについて

- (1) 利用児童や職員に感染者が発生し臨時休園となった場合や、利用児童や保護者（他の同居家族含む）が濃厚接触者となり、登園を自粛した場合、または家庭での保育の協力要請に同意し、登園しなかった場合は、登園しなかった日数に応じて日割り計算により保育料を減額します。
- (2) 適用期間は、登園回避等の要請期間とします。

【問合せ先】旭川市子育て支援部こども育成課（0166-25-9844, 25-9845）